

第26回（2025年度）島根県障がい者スポーツ大会  
「ボッチャ」競技会 開催要項

1. 目的  
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主催  
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共催（予定）  
浜田市
4. 主管（予定）  
島根県ボッチャ協会
5. 後援（予定）※順不同  
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 浜田市教育委員会 浜田市体育協会 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 浜田市身体障害者福祉協会 浜田市手をつなぐ育成会
6. 協力（予定）※順不同  
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期日  
2025年6月15日（日）  
受付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：00～
8. 申し込み期限  
2025年5月27日（火）
9. 会場  
島根県立体育館  
（浜田市黒川町 3735 TEL：0855-23-1203）
10. その他
  - ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
  - ・競技の実施にあたっては、「第26回（2025年度）島根県障がい者スポーツ大会『ボッチャ』競技会 実施要項」を適用する。
  - ・第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）に参加を希望する者は、「第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

---

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会  
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階  
TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info\_office@spokyo.org

第26回（2025年度）島根県障がい者スポーツ大会  
「ボッチャ」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び日本ボッチャ協会競技規則並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

- (1) 全国障害者スポーツ大会出場希望者（以下、「全スポ参加希望者」という。）で、「ボッチャ競技障がい区分表」に該当する身体障がい者
- (2) 以外の、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（以下、「一般大会参加者」という。）
  - ・参加申込時に「立位の部」と「座位の部」のいずれかを選択すること。
  - ・「立位」「座位」は競技時の状態を指し、平時の状態は問わない。

3. 参加申込に関する留意点

(1) 全スポ参加希望者

- ・第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）へは、立位1名、座位1名のペア1チームで派遣を行う。（6頁参照）
- ・本競技会の参加に際し、主催者にて上記「参加区分」の(1)に該当するかについて、参加申込書類（79頁参照）による事前の書面審査と、競技会当日の競技観察を実施する。
  - \*書面審査の結果、「参加区分」の(1)に該当しない場合は、オープン（勝ち上がりなし）での参加とする。
  - \*競技観察の結果、「参加区分」の(1)に該当しない場合は、競技会における成績は認めるが、派遣選手選考の対象としない。
- ・上記の審査の結果について主催者への抗議は認めない。
- ・参加申込書類の記載事項について、主催者より確認を行うことがある。

(2) 一般大会参加者

- ・チーム戦とし、1チームの編成はプレーヤー1名以上3名以内とする。
- ・1団体2チームまで参加できる。なお、参加チーム数の上限は27チームとし、上限を超える申込があった場合は、抽選により参加チームを決定する。

4. 服 装

運動に適した服装とする。

5. 招 集

- (1) 招集は競技場内で行い、競技役員が放送で招集するのでその指示に従うこと。
- (2) 招集開始時間 … 試合開始の20分前、招集完了時間 … 試合開始の10分前

6. 入退場

競技場への入退場は、競技役員の指示により行う。

7. 練 習

受け付けを済ませた後、主催者が指定したアップコート内での練習を許可する。

8. 競技方法

【全スポ参加希望者】

- (1) 「ボッチャ競技障がい区分表」に基づき、「立位の部」と「座位の部」に分け、1対1の個人戦を行う。
- (2) 「立位の部」「座位の部」それぞれについてトーナメント方式により順位を決定する。なお、組み合わせにおいて障がい種別、男女、年齢の別は問わない。また、参加選手数によっては競技方法を変更する場合がある。

(3) コートは図1のとおりとし、スローイングボックスは赤3番と青4番を使用する。

#### 【一般大会参加者】

(1) 「立位の部」と「座位の部」それぞれトーナメント方式により順位を決定する。

なお、参加選手数によっては競技方法を変更する場合がある。

(2) コートは図1のとおりとし、スローイングボックスは赤1～3番と青4～6番をそれぞれひとつのボックスとして使用する。

### 9. 用 具

(1) ボールは、赤色ボール6個、青色ボール6個、白色の目標球（以下、「ジャックボール」という。）1個で構成される。

(2) ボールの表面は革製（人工皮革を含む）で大きさの基準は重量  $275 \pm 12$  g、周長  $270 \pm 8$  mmとする。

(3) 全スポ参加希望者は、個人所有のボールを使用しても良いが、(2)の基準に適合しないと審判が判断した場合は、主催者が用意するボールを使用しなければならない。

(4) 一般大会参加者は、主催者が用意したボールを使用しなければならない。

(5) 投球補助具（以下、「ランプ」という。）は、個人所有のものを使用しても良い。ただし、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横に倒したときに、スローイングボックスに収まる寸法でなければならない。

また、ランプには、加速や減速を行う機器、狙いを定める機器、投球に機械的な補助を設ける機器を取り付けてならない。

(6) ボールを投球する際に、ランプの先は、接地しているかどうかに関わらず、スローイングラインより前に出てはならない。

(7) 試合中、いかなる局面においてもランプをスイングする必要はない。

### 10. スポーツアシスタント・ランプオペレーター

車いす使用者のうち、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にはスポーツアシスタントが、ランプ使用者にはランプオペレーターが、各1名ずつ認められる。

#### 11. 競技の流れ

(1) 先攻・後攻をコイントス又はじゃんけんで決める。

(2) 選手は審判の誘導に従い、投球位置に入る。

なお、コート内には選手、スポーツアシスタント及びランプオペレーターのみが入ることができる。

(3) 先攻（赤ボールを投球する選手又はチーム）がジャックボールを投げ、続けて第1球を投げる。なお、投球したジャックボールがコートを区切るラインに触れるまたは超えたり、ジャックボール無効ゾーンに留まった場合はジャックボールの投球権は相手選手又はチームに移る。

(4) 後攻（青ボールを投球する選手）が第1球をコート内に投げる。

(5) 以降はジャックボールにより遠い位置に配置されたボールを投球した選手又はチームが投球する。これは、投球すべき手持ちのボールがすべて投げ終わるまで続けられる。

(6) 投球したボールが外に出た場合は、アウトボール（エンドが終了するまで除外）となる。

(7) ジャックボールがコート外に出た場合はクロスに戻される。

(8) 両選手又はチームのすべての手持ちボールを投球し終わったら得点を数え、1エンドが終了となる。

(9) 1エンドの得点の付け方

① ジャックボールに一番近いボールを投球した選手又はチームが勝者となり、得点を得る権利を有する。

② ジャックボールに最も近い敗者選手又はチームのボールを基準とし、そのボールとジャックボールの間にある勝者選手又はチームのボールがすべて得点となる。

- ③ジャックボールが一番近いボールが、両選手又はチームとも同じ位置に配置されている場合、そのボールはすべて得点対象とし、両選手又はチームともに得点を得る。
- (10) 2 エンド目は、ジャックボールを後攻側に渡し、同じ手順で競技を行う。
- (11) 試合は、全スポ参加希望者は 2 エンド、一般大会参加者は 4 エンド行い、その合計得点により勝敗を決定する。  
得点合計が同点の場合はタイブレイクを行う。コイントス又はじゃんけんにより先攻後攻を決め、ジャックボールをクロスに置いて 1 球ずつ投げ、ジャックボールにより近い方を勝ちとする。(ファイナルショット制度)

## 1 2. ペナルティ

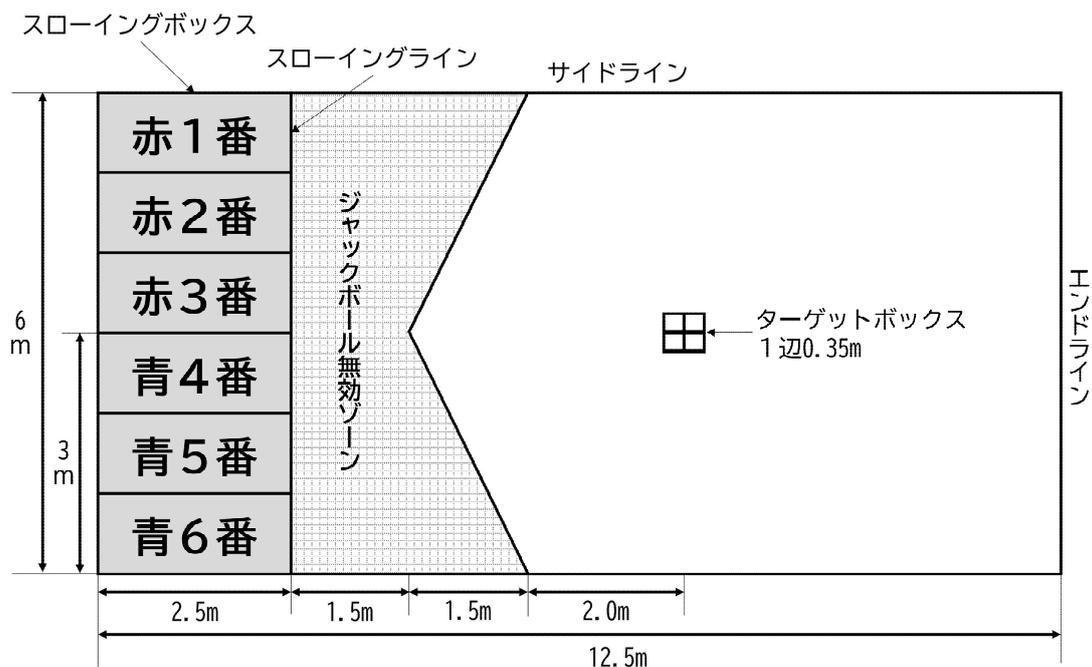
以下の行為については、投球したボールは無効となり、リトラクション（ボール除去）となる。ただし、審判または副審は、対象となる行為に気が付いた場合は出来る限り指導を行い、ペナルティの回避に努める。

- ・ラインを踏んだり、ボックスの外に足や補装具が接触した状態で投球したとき。
- ・審判の指示がある前に投球したとき。
- ・スポーツアシスタント又はランプオペレーターが、選手の意思を離れて競技に介入する所作を審判が認めたとき。
- ・ランプオペレーターが試合中にコートを見る所作を審判が認めたとき。

## 1 3. 競技時間

- (1) 全スポ参加希望者については、ジャックボールを含めた各選手の投球時間の合計は、1 エンドあたりそれぞれ 5 分ずつとする。
- (2) 一般大会参加者については、1 エンドあたりの投球時間は定めないが、第 2 エンド終了の時点で試合時間が 20 分を超える場合、第 3~4 エンドを行わず、第 2 エンド終了時の得点によって勝敗を決定する。
- (3) タイブレイクでは、各選手又はチームの投球時間はそれぞれ 1 分とする。

《図 1》



# ボッチャ競技 障がい区分表

◎男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障がい区分	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	I	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	
	II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		◎
			3	第7頸髄まで残存		◎
			4	第8頸髄まで残存		◎
			5	多肢切断		◎
	III	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または使用		◎
			7	けって移動		◎
			8	片上下肢で車いす常用、または使用		◎
			9	その他走不能	◎	
	IV		10	電動車いす常用		◎

※座位で競技する選手（区分2～8及び10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名認める。

※競技スタイルは、コート内で実際に投球する際の状態を指す。

※座位とは、車いす及び椅子に座った状態を指す。また、立位で競技する選手については安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

※表中の「障がい区分」欄については、54ページ～の「障がい区分の解説」を参照すること。

〈参考資料〉 障がい区分の解説

■肢体不自由1

		障がい区分名		解説	
切断または機能障がい	立位	上肢	切断	手部	片側及び両側の手部切断
			片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
			片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
			両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
			両上腕	両上腕の切断者	
		片前腕及び片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者		
		機能障がい	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者	
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者	
	下肢		切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
	片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者			
	両下腿	両側の下腿の切断者			
	両大腿	両側の大腿の切断者			
	片下腿及び片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者			
	機能障がい	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者		
		片下肢完全	片側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者		
		両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者		
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者		
		上下肢	切断	片上肢及び片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
多肢切断	三肢以上の切断者				
機能障がい	片上肢不完全及び片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者			
	片上肢完全及び片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者			
	両上肢不完全及び両下肢不完全	両上肢不完全及び両下肢不完全の者			
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎力リエス等による体幹の障がい該当する）【注1】			

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

		障がい区分名		解説
脊髄損傷等	陸上・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用又は使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす（陸上）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
			多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
下肢麻痺で座位バランスあり			座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】	

【注2】「座位バランス」の判定は、「ハそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

			障がい区分名	解説	
脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			四肢麻痺で車いす常用、または使用（ポッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			けて移動	両上肢の障がいがあるため、両下肢又は片下肢で車いすを駆動させる者	
			片上下肢又は片下肢で車いす使用	片側の上下肢又は片側の上下肢で車いすを操作する者	
		立位	上肢で車いす使用（陸上）	上肢による車いす使用者【注4】	
			その他走不能（陸上）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			その他走不能（ポッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上）	目的動作に障がいのある上肢協調運動障がいがあるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者	
	水泳		その他走可能（陸上）	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者全てがこの区分に該当する。	
			四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者	
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者	
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度な者で、走ることが不可能な者	
			片側障がいと片上肢機能全廃	片側障がいと患側上肢のストローク動作も走ることが不可能な者	
			その他の片側障がいと走不能	片側障がいと患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
	卓球	立位	その他走可能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度で走ることが可能な者や、片側障がいと走可能な者等、上記区分に該当しない者	
			車いす	車いすを使用	車いすを使用して競技をする全ての脳原性麻痺者
			杖又は松葉杖使用	杖又は松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
				上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
				上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいのない立位者
片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者				

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

■肢体不自由4

障がい区分名	解説
電動車いす常用（陸上）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用する者

■視覚障がい

障がい区分名	解説
視力0から0.01	・視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
その他の視覚障がい	・矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。

■内部障がい

障がい区分名	解説
ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がいは含まない。